

＜川崎市生ごみリサイクル活動助成金制度を創設しました！＞

川崎市生ごみリサイクル活動助成金は、生ごみの減量と資源の循環を推進することを目的に、家庭から発生する調理残さ・食べ残し等(生ごみ)を堆肥化し農地などで有効活用する市民団体に対して、助成金を交付するものです。

★助成対象の団体と活動★

次の条件を全て満たし、かつ(1)及び(2)のいずれかの要件を満たしている団体が対象となります。

- ◆市内在住の10世帯以上で構成されていること。
- ◆6か月以上継続する活動であること。
- ◆生ごみの堆肥化について、川崎市及び川崎市出資法人から同種の助成を受けていないこと。
- ◆政治、宗教及び営利を目的としないこと。

(1) 農地で活動する団体

市内在住の農家を含むこと。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市外在住の農家も対象となります。



活動内容

- ◇生ごみを次に掲げるいずれかの方法で堆肥化し、この堆肥を活用して農地で作物を生産し、地域に供給する活動であること。
 - ①生活環境保全上支障のない方法を用いて、団体に属する世帯内において発生する生ごみを運搬し、市内農地において堆肥化すること。
 - ②団体に属する世帯内で、生ごみ処理機等を用いて堆肥化すること。
- ◇活動を行う農地は市内の農地であること。ただし、団体が市内に農地を確保できないときは、隣接する他市の農地に限り対象となります。

(2) 公共の花壇で活動する団体

活動を行う公共の花壇の地権者等の承諾を得ていること。

※公共の花壇とは「公園緑地」又は「公開性の高い場所における花壇」を指します。



活動内容

- ◇生ごみを次に掲げる方法で堆肥化し、この堆肥を活用して公共の花壇で草花を生育する活動であること。
 - ①団体に属する世帯内で、生ごみ処理機等を用いて堆肥化すること。
- ◇公共の花壇は市内のものに限ります。

★助成対象の経費等★

助成経費:事務用品等の事務的経費、車両・機器等の賃借等の道具類・消耗品類の経費等(ただし、人的経費及び他の助成制度の適用がある経費は除きます。)

助成金額:上限10万円

★募集团体数・期間と応募方法★

募集团体数:20団体

募集期間:平成22年9月17日(金)〆切(ただし、募集期間内でも募集团体数に達した時点で締め切らせていただきます。)

応募方法:「申請書」に「農地の所有権を証する書類の写し」、「公共の花壇の地権者等の承諾を得ていることを証する書類の写し」、「団体の会則」を添えて、下記まで持参又は郵送してください。

※申請書は、区役所等に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

http://www.city.kawasaki.jp/30/30genryo/home/namagomi-recycle/katsudou_jyosei_01.html

郵送での申し込みは、〒210-8577「環境局減量推進課」まで(住所は書かなくても届きます。)